

家計保障定期保険 NEO（無解約返戻金型）

（シンプルプラン・就業不能保障プラン商品概要）

＜主な商品の特徴＞

特徴 1（両プラン共通）

「死亡」または「高度障害状態」になった場合、毎月一定の給付金をお受け取りいただけます！

万一の場合に、ご家族に支給される遺族年金だけでは必要な保障額全てをカバーできないことがあります。本商品にご加入いただくことで、遺族年金とあわせて毎月の保障を合理的に準備することができます。

特徴 2（両プラン共通）

タバコを吸っていないければ、保険料が割安になります！

過去 1 年間喫煙をしていない場合（※1）、保険料が割安になります（非喫煙者保険料率が適用されます）。

（※1） 喫煙の状況に関する告知に加えて、当社所定の喫煙検査をさせていただきます。喫煙者でなくとも、受動喫煙等の影響で、非喫煙者保険料率を適用できない場合もあります。

特徴 3（就業不能保障プラン）

5 疾病（※2）で入院し治療を受けた場合に一時金を、5 疾病で働けなくなった場合等に毎月のお給料のように給付金をお受け取りいただけます！（5 疾病・重度介護家計保障特約）

・ 5 疾病の治療で入院をしたとき、一時金をお支払いします。（5 疾病初期入院給付金）

（※2） 悪性新生物（がん）、急性心筋梗塞、脳卒中、肝硬変、慢性腎不全

・ 5 疾病で働けなくなった場合、または病気やケガで所定の要介護状態になった場合に、毎月給付金をお届けします。（重度 5 疾病・重度介護給付金）

特徴 4（就業不能保障プラン）

所定の疾病状態になられたとき、病気やケガで所定の要介護状態になられたとき、その後の保険料はいただきません！（特定疾病・重度介護保険料払込免除特約）

悪性新生物（がん）、急性心筋梗塞、脳卒中、肝硬変、慢性腎不全等の所定の疾病状態になられたとき、病気やケガで所定の要介護状態になられたとき、将来の保険料のお払込みが不要となります。

・ 責任開始日からその日を含めて 90 日を経過する日以前（責任開始日前を含みます。）に悪性新生物（がん）に罹患したときは、所定の疾病状態による保険料払込みの免除はいたしません。また、その後、新たに悪性新生物（がん）に罹患しても所定の疾病状態による保険料のお払込みを免除いたしません。

・ 「上皮内新生物」は、お払込みの免除対象の悪性新生物（がん）ではありません。

<主なお取扱い(主契約)>

(お取扱い範囲はご契約内容等によって異なります)

	シンプルプラン	就業不能保障プラン
ご契約年齢	15歳～75歳	15歳～65歳
保険期間	10年～50年かつ 満了時年齢40歳～85歳 (ご契約の更新はありません)	10年～50年かつ 満了時年齢40歳～75歳 (ご契約の更新はありません)
家計保障期間	保険期間と同一	保険期間と同一
保険料払込期間	・全期払(保険期間と同一) ・短期払 (以下①～③をすべて満たす場合お取扱い可) ①10年以上 ②55歳以上かつ保険期間以内 ③保険期間と払込期間の差が15年以下	・全期払(保険期間と同一) ・短期払 (以下①～③をすべて満たす場合お取扱い可) ①10年以上 ②55歳以上かつ保険期間以内 ③保険期間と払込期間の差が15年以下
解約返戻金	保険料払込期間中の解約返戻金はありません。	保険料払込期間中の解約返戻金はありません。
契約者配当	ありません。	ありません。
最低支払保証期間	1年/2年/5年	下記表をご参照願います
基準給付金月額	5万円～100万円 (一時金ベースで7億円限度)	5万円～100万円 (一時金ベースで7億円限度) 特約の給付金月額の限度はタイプによって異なります。

・給付金支払期間・最低支払保証期間(主契約の給付金支払期間は保険期間と同一です)

	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	Dタイプ	Eタイプ
給付金支払期間 (特約)	2年	5年	保険期間満了 まで	保険期間満了 まで	5年
最低支払保証期間 (主契約・特約共通)	2年	5年	2年	5年	2年

この資料はニュースリリースであり、保険の募集を目的としておりません。この保険のご検討・ご契約にあたっては、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼商品パンフレット」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。